

青森駅を中心としたまちづくり有識者会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森駅及びその周辺地区の一体的なまちづくりについて、学識経験者のほか関係する団体等からの意見聴取をするために開催する青森駅を中心としたまちづくり有識者会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市長は、学識経験者のほか別表に掲げる団体から推薦があった者を会議の委員として指名するものとする。

2 前項の規定により指名された委員は、その指名の日から平成28年3月31日まで委員として活動するものとする。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集し、次に掲げる事項について委員から意見聴取を行うものとする。

(1) 青森駅を中心としたまちづくり基本計画(平成24年2月策定)の実現に向け、市が提示するコンセプトやデザインに関する事項

(2) 青森駅を中心としたまちづくりへの市民参画に関する事項

2 会議に座長を置き、委員のうちからあらかじめ市長が指名した者をもって充てる。

3 座長は、会議を進行する。

4 座長が不在のとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ市長の了承を得たうえで、代理人を出席させることができる。

6 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(処務)

第4条 会議の処務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年12月12日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

所属等
国土交通省東北地方整備局
青森県企画政策部
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
青い森鉄道株式会社
社団法人青森県バス協会
青森市タクシー協会
青森商工会議所
青森市中心市街地活性化協議会
社団法人青森県建築士会女性委員会
あおもりデザイン協会
青森市中心商店街女性部